



# 三重県公報

平成30年9月25日(火)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
73	建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建築開発課)	2

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年九月二十五日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第七十三号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十六年三重県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中「がけ」を「崖」に改める。

第十五条第一項の表中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に、「又は第五項」を「第五項又は第六項」に改める。

第十五条の二第一項の表中

法第四十四条第二項第三号、法第五十五条第二項、法第五十七条第一項、法第六十八条第五項、法第六十八条の三第三項、法第六十八条の五の二、法第六十八条の五の五第一項若しくは第二項又は法第八十六条の六第二項の規定による認定	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び日影図	を
---	---	---

法第四十三条第二項第一号の規定による認定	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図	に改める。
法第四十四条第二項第三号、法第五十五条第二項、法第五十七条第一項、法第六十八条第五項、法第六十八条の三第三項、法第六十八条の五の二、法第六十八条の五の五第一項若しくは第二項又は法第八十六条の六第二項の規定による認定	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び日影図	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行 三 重 県

三重県津市広明町13番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>